

本巢市国民保護計画
資料編

令和6年●月

本 巢 市

目 次

資料 1. 輸送関連	1
1-1 道路	1
1-2 鉄道	1
1-3 バス	1
1-4 岐阜県防災ヘリコプター緊急離着陸場	2
1-5 岐阜県防災ヘリコプターの救急出動基準	3
資料 2. 消防、救急関連	5
2-1 本巣市消防団組織図	5
2-2 救急体制状況	6
資料 3. 避難所・避難場所	6
3-1 本巣市避難所	6
3-2 指定避難所位置図	8
資料 4. 本巣市の公共施設一覧	10
資料 5. 組織、条例等	12
5-1 本巣市国民保護協議会条例	12
5-2 本巣市国民保護対策本部及び緊急対応事態対策本部条例	13
5-3 本巣市国民保護対策本部組織及び緊急対応事態対策本部	14
5-4 本巣市国民保護対策本部等の分掌事務	16
5-5 本巣市防災行政無線通信施設条例	19
5-6 本巣市防災行政無線通信施設条例施行規則	20
5-7 岐阜県防災ヘリコプター応援協定	23
資料 6. 災害対策用資機材・備蓄品	25
6-1 緊急時応急生活物資の品目	25
6-2 備蓄資材・食料等一覧表	26
資料 7. 防災関係機関の連絡先	27
資料 8. 安否情報関係様式	29

資料 1. 輸送関連

1-1 道路

(1) 積雪寒冷特別路線箇所 (県管理国道)

路線名	区間
国道 157 号	本巣市根尾大河原字温見峠 253 番の 1 の 1 から同市根尾平野字尾坂 1 番まで

(2) 道路通行規制基準 (県管理国道及び県道)

I 種規制

番号	路線名	規制区間	延長
1	国道 157 号	自 本巣市根尾能郷 至 本巣市根尾温見峠	22.1 km

1-2 鉄道

番号	事業者名	路線名	路線区間	延長距離	連絡先
1	樽見鉄道(株)	樽見線	自 大垣市 至 本巣市根尾樽見	34.5 km うち市内 23.1 km	〒501-1205 本巣市曾井中島 680 番地の 11 TEL (0581) 34-8039

1-3 バス

番号	事業者名	路線名	路線区間	延長距離	連絡先
1	岐阜バス(株)	黒野線	自 岐阜市 至 本巣市文殊	14.9 km	〒501-1134 岐阜市南柿ヶ瀬 39 番地の 1 TEL (058) 293-5122
2	〃	大野忠節線	自 岐阜市 至 大野町	15.0 km	〃
3	〃	モレヲ忠節線	自 岐阜市 至 本巣市三橋	12.1 km	〃
4	〃	真正大縄場線	自 岐阜市 至 大野町	20.4 km	〃
5	〃	岐阜高専線	自 岐阜市 至 本巣市三橋	11.2 km	〃
6	〃	西郷線	自 岐阜市 至 本巣市文殊	16.6 km	〃
7	〃	大野穂積線	自 瑞穂市 至 大野町	13.0 km	〃

1-4 岐阜県防災ヘリコプター緊急離着陸場

施設名	所在地	地積
<u>淡墨公園駐車場</u>	<u>根尾板所中野 830 番地 1</u>	<u>100×60</u>
<u>根尾谷地震断層観察館駐車場</u>	<u>根尾水鳥 512 番地</u>	<u>40×20</u>
二	<u>根尾高尾</u>	<u>20×50</u>
二	<u>根尾東板屋</u>	<u>50×70</u>
<u>旧長嶺小学校跡</u>	<u>根尾長嶺</u>	<u>50×30</u>
二	<u>根尾上大須</u>	<u>130×25</u>
<u>本巣総合運動場</u>	<u>文殊 50 番地 1</u>	<u>70×60</u>
<u>本巣公民館前駐車場</u>	<u>文殊 330 番地 1</u>	<u>74×100</u>
<u>糸貫根尾川左岸スポーツ広場</u>	<u>屋井 1195 番地 1 地先</u>	<u>63×81</u>
<u>本巣 CC 11 番ホール</u>	<u>外山 2120 番地 30</u>	<u>90×30</u>

1-5 岐阜県防災ヘリコプターの救急出動基準

岐阜県防災ヘリコプターの救急出動基準

第1 目的

ヘリコプターによる救急活動については、岐阜県防災ヘリコプター緊急運航要領に定めるところであるが、救急業務の需要増大に鑑み、ヘリコプターによる救急業務をより推進するための出動基準を下記のとおり定める。

第2 出動基準

1 事故等の目撃者等から (1) 症例等の①から⑫のいずれかの 119 番通報があり、受信した指令課(室)員が、(2) の地理的条件又は (3) の絶対的地理的条件に該当すると判断した場合

(1) 症例等

① 自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 運転者等の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね 50cm 以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね 30cm 以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

② オートバイ事故

- イ 時速 35km 程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

③ 転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での転落

④ 窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

⑤ 森林伐採作業事故

⑥ 列車衝突事故

⑦ 航空機墜落事故

⑧ 傷害事件（撃たれた事件・刺された事件）

⑨ 重症が疑われる中毒事件

⑩ バイタルサイン

- イ 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（JCS30以上）
- ロ 呼吸が弱くて止まりそうな状態、遠く、浅い呼吸をしている状態、呼吸停止
- ハ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている
- ニ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がない

⑪ 外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足跡を含む）の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷（体の概ね 1/3 を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ 意識障害を伴う外傷

⑫ 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）

- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

(2) 地理的条件

- ① 事案発生地点がヘリコプター有効範囲（救急車で傷病者を搬送するよりもヘリコプターで搬送した方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内である場合
- ② ①には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプターで搬送した方が覚知から病院搬送までの時間が短縮できる場合

(3) 絶対的地理的条件

傷病者が重症でなくとも、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急車よりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

2 現場の救急隊員から傷病者の状態から緊急要請があり、1の(2)の地理的条件又は1の(3)の絶対的地理的条件に該当する場合

3 多数の傷病者が発生し、医師、看護師、救急救命士を緊急に搬送することによって早期救護体制の確立ができる場合

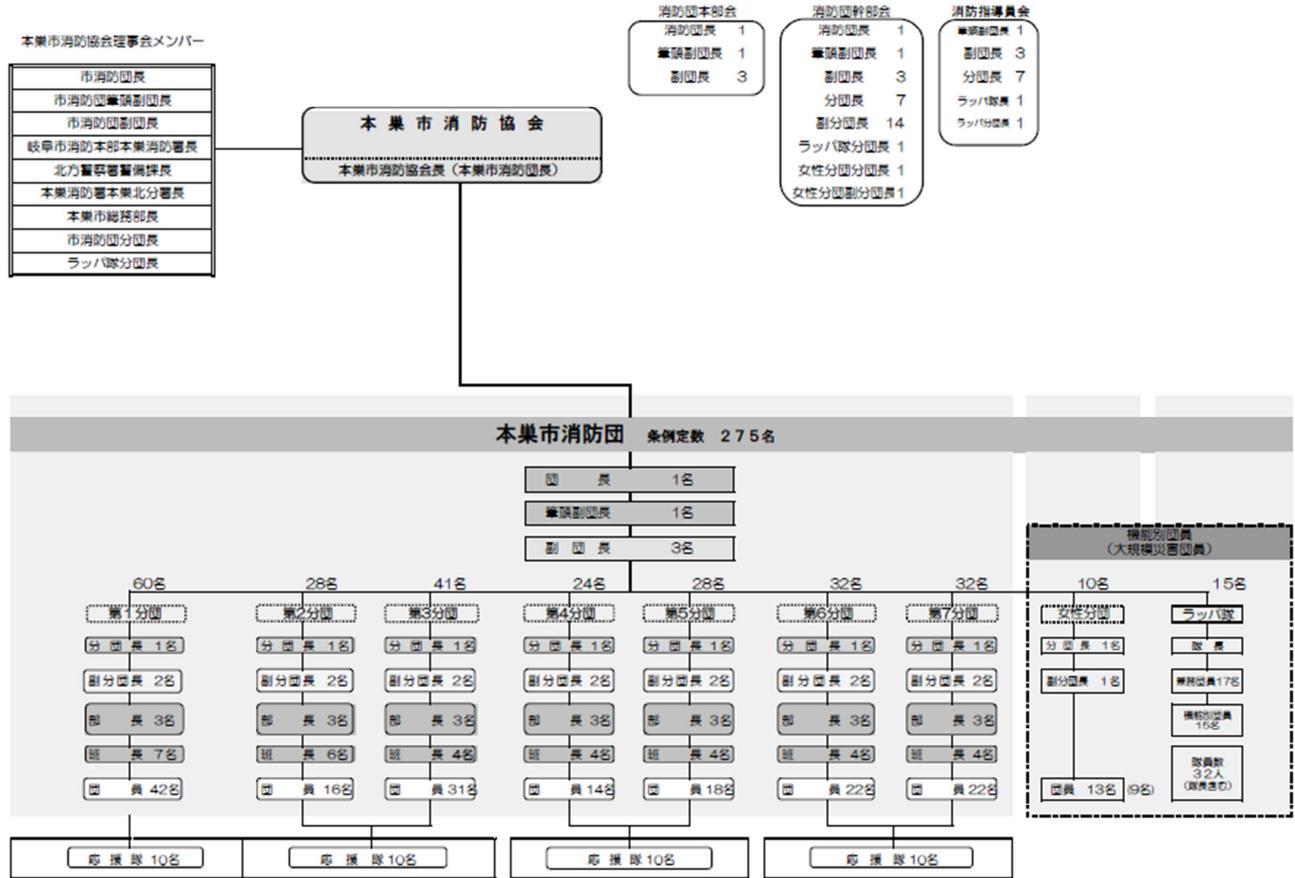
第3 医師搭乗

- ① 傷病者の症状等を考慮し、努めて医師を搭乗させるものとする。
- ② 医師の搭乗の手配は、要請側の消防本部で行う。
- ③ 医師の搭乗場所は、現場到着時刻に大きく影響を及ぼさない飛行場外離着陸場（屋上ヘリポートを含む）とする。

資料 2. 消防、救急関連

2-1 本巣市消防団組織図

本巣市消防団組織図 (令和 6 年 4 月 1 日)



2-2 救急体制状況

令和6年4月現在

所有機関	救急自動車数	救急隊員		
		計	専任	兼任
岐阜市消防本部 本巣消防署	5	40		40

資料3. 避難所・避難場所

3-1 本巣市指定避難所

【根尾地域】

(令和6年4月改正)

番号	施設名	住所	連絡先 (電話番号)	面積(m ²)	収容可能人数 (3.3 m ² /人)
1	根尾文化センター	本巣市根尾板所 625-1	0581-38-2515	1,341	250
2	根尾学園(校舎)	本巣市根尾神所 268-1	0581-38-2041	2,202	450
	根尾学園(体育館)			1,372	250
3	旧根尾小学校(校舎)	本巣市根尾市場 461	0581-38-2044	2,523	500
4	根尾幼児園	根尾高尾 775-1	0581-38-2511	1,107	200
5	NEO 桜交流ランド	根尾門脇 422		2,711	550
6	NEO キャンピングパーク	根尾下大須 1428-1	0581-38-9022	586	100

【本巣地域】

番号	施設名	住所	連絡先 (電話番号)	面積(m ²)	収容可能人数 (3.3 m ² /人)
7	本巣中学校(校舎)	本巣市文殊 120	0581-34-2045	1,084	200
	本巣中学校(体育館)			835	150
8	本巣小学校(校舎)	本巣市文殊 179	0581-34-2011	919	150
	本巣小学校(体育館)			1,458	300
9	本巣幼児園	本巣市曾井中島 1429-2	0581-34-5011	3,122	650
10	外山小学校(校舎)	本巣市神海 1328-3	0581-32-5030	742	150
	外山小学校(体育館)			588	100
11	神海幼児園	本巣市神海 459-1	0581-32-5021	612	100
12	本巣老人福祉センター	本巣市曾井中島 1170-6	0581-34-2944	939	150
13	本巣公民館	本巣市文殊 324	0581-34-5029	1,482	300

【糸貫地域】

番号	施設名	住所	連絡先 (電話番号)	面積(m ²)	収容可能人数 (3.3 m ² /人)
14	一色小学校 (校舎)	本巣市見延 16	058-324-0603	2,643	550
	一色小学校 (体育館)			1,029	200
15	土貴野小学校 (校舎)	本巣市七五三 658	058-324-0505	2,712	550
	土貴野小学校 (体育館)			788	150
16	席田小学校 (校舎)	本巣市郡府 37	058-323-0519	4,328	900
	席田小学校 (体育館)			747	150
17	糸貫中学校 (校舎)	本巣市三橋 1101-8	058-323-1203	4,993	1,050
	糸貫中学校 (体育館)			2,428	500
18	本巣松陽高等学校	本巣市仏生寺 859-1	058-324-1201	1,350	250
19	糸貫富有柿の里	本巣市上保 1-1-1	058-323-4511	1,939	400
20	もとす広域連合 老人福祉施設大和園	本巣市曾井中島 1156-4	0581-34-2555	935	150
21	糸貫老人福祉センター	本巣市三橋 1101-6	058-323-7765	1,132	200

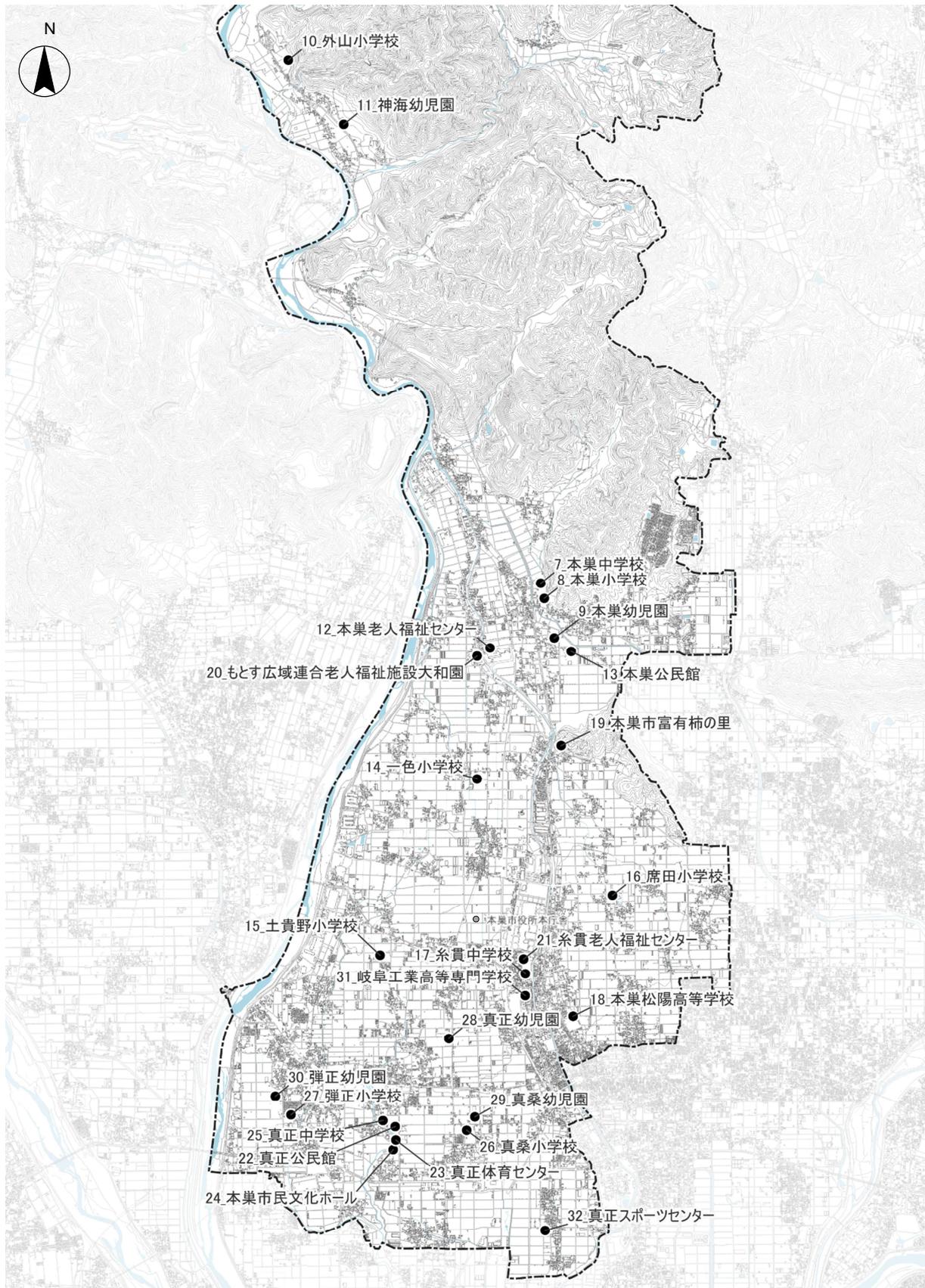
【真正地域】

番号	施設名	住所	連絡先 (電話番号)	面積(m ²)	収容可能人数 (3.3 m ² /人)
22	真正公民館	本巣市下真桑 1060	058-324-2811	1,078	200
23	真正体育センター	本巣市軽海 725-1	058-324-6407	1,398	250
24	本巣 市民文化ホール	本巣市軽海 718	058-323-5373	2,084	400
25	真正中学校 (校舎)	本巣市下真桑 1010	058-324-4148	4,454	900
	真正中学校 (体育館)			1,782	350
26	真桑小学校 (校舎)	本巣市下真桑 223-1	058-323-1590	4,746	1,000
	真桑小学校 (体育館)			1,615	300
27	弾正小学校 (校舎)	本巣市政田 2100	058-324-0529	2,831	600
	弾正小学校 (体育館)			740	150
28	真正 幼稚園	本巣市下真桑 443-2	058-324-8323	1,620	300
29	真桑 幼稚園	本巣市 下真桑 178-1	058-323-0524	1,142	200
30	弾正 幼稚園	本巣市 国領 148	058-324-5518	2,620	500
31	岐阜工業高等専門 学校 (第一体育館)	本巣市上真桑 2236	058-320-1211	1,400	250
	岐阜工業高等専門 学校 (第二体育館)			880	150
32	真正スポーツセンター	本巣市小柿 368-3	なし	708	150

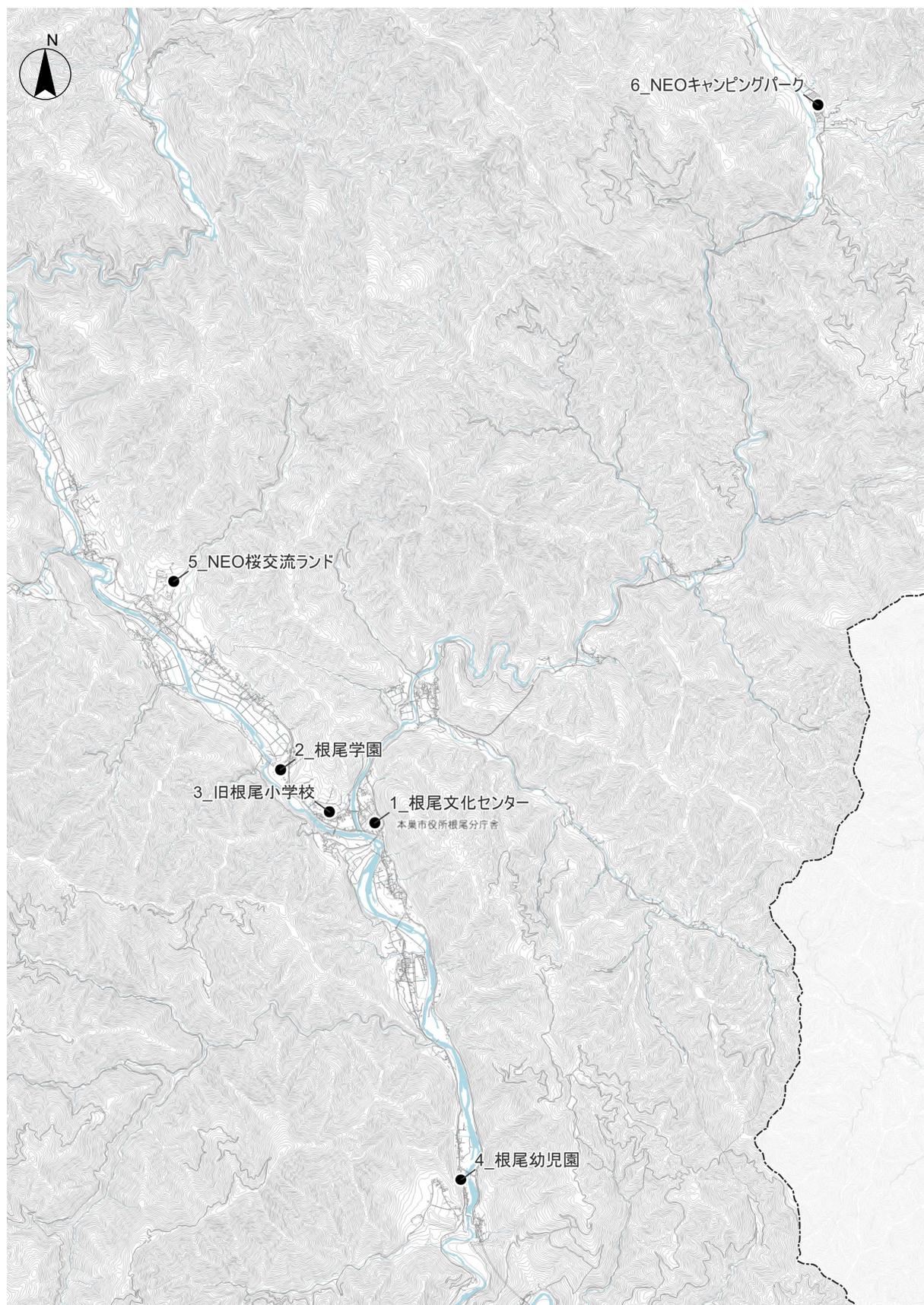
※収容可能人数は、有効面積（面積×有効率【70%】）÷1人あたりの必要面積【3.3 m²】で算出した人数を50人単位で切り下げて示しています。

3-2 指定避難所位置図

【指定避難所位置図-①】



【指定避難所位置図一②】



資料4. 本巢市の公共施設一覧

区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX 番号	地域
市庁舎	市役所本庁舎	早野 255 番地	058-323-1155	058-323-1156	糸貫
	市役所根尾分庁舎	根尾板所 625 番地 1	0581-38-2511	0581-38-2202	根尾
教育機関	幼稚園				
	真桑幼稚園	下真桑 178-1	058-323-0524	058-323-0524	真正
	弾正幼稚園	国領 148 番地	058-324-5518	058-320-0212	真正
	根尾幼稚園	根尾高尾 775 番地 1	0581-38-8037	0581-38-8038	根尾
	本巢幼稚園	曾井中島 1429 番地 2	0581-34-5011	0581-34-2236	本巢
	神海幼稚園	神海 459 番地 1	0581-32-5021	0581-32-5021	本巢
	糸貫西幼稚園	見延 698 番地	058-322-0015	058-322-0017	糸貫
	糸貫東幼稚園	石原 39 番地 1	058-323-6622	058-323-6601	糸貫
	真正幼稚園	下真桑 443 番地 2	058-324-8323	058-320-0511	真正
	小学校				
	外山小学校	神海 1328 番地 3	0581-32-5030	0581-32-5031	本巢
	本巢小学校	文殊 179 番地	0581-34-2011	0581-34-3875	本巢
	一色小学校	見延 16 番地	058-324-0603	058-324-1238	糸貫
	土貴野小学校	七五三 658 番地	058-324-0505	058-324-1358	糸貫
	席田小学校	郡府 37 番地	058-323-0519	058-323-0149	糸貫
	真桑小学校	下真桑 223 番地 1	058-323-1590	058-324-8948	真正
	弾正小学校	政田 2100 番地	058-324-0529	058-324-8903	真正
	中学校				
	本巢中学校	文殊 120 番地	0581-34-2045	0581-34-9020	本巢
	糸貫中学校	三橋 1101 番地 8	058-323-1203	058-323-3478	本巢
	真正中学校	下真桑 1010 番地	058-324-4148	058-324-8915	糸貫
	義務教育学校				
	根尾学園	根尾神所 268 番地 1	0581-38-2041	0581-38-9017	根尾
	その他				
	根尾学校給食センター	根尾神所 550 番地 4	0581-38-2021	0581-38-2021	根尾
	本巢市学校給食センター	見延 1414 番地 57	058-324-2342	058-324-1331	糸貫
	子どもセンター	見延 701 番地	058-324-2017	058-323-4055	糸貫
	社会体育施設	本巢総合運動場	文殊 50 番地 1		
本巢神海運動場		神海 1299 番地 5			本巢
本巢多目的広場		文殊 326 番地			本巢
本巢体育センター		文殊 324 番地	0581-34-5029	0581-34-5039	本巢
本巢テニスコート		文殊 19 番地			本巢
糸貫根尾川スポーツ広場		屋井 1195 番地 1			糸貫
糸貫体育センター		三橋 1101 番地 6	-	-	糸貫
席田北部公園		郡府 51 番地 1			糸貫
本巢市民スポーツプラザ		長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	糸貫
・糸貫川スタジアム		長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	

区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX 番号	地域
	・糸貫川テニスコート	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	
	・糸貫川プール	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	
	・糸貫川多目的広場	長屋 262 番地	058-323-4191	058-323-5235	
	真正グラウンド	軽海 181 番地 2			真正
	真桑みどり公園	上真桑 1636 番地 1			真正
	真正まくわげートボール等広場	下真桑 1000 番地			真正
	真正体育センター	軽海 725 番地 1	058-324-6407	058-324-6407	真正
	真正テニスコート	軽海 425 番地			真正
	真正根尾川スポーツ広場	浅木 581 番地			真正
	しんせい運動広場	国領 173 番地			真正
	真正スポーツセンター	小柿 368 番地 3			真正
	真正多目的広場	政田 387 番地 3			真正
社会教育施設	根尾文化センター	根尾板所 625 番地 1	0581-38-2515	0581-38-2525	根尾
	根尾郷土文化保存伝習施設 (能狂言舞台)	根尾能郷 162 番地			根尾
	根尾谷地震断層観察館	根尾水鳥 512 番地	0581-38-3560	0581-38-3560	根尾
	さくら資料館	根尾板所 1063 番地	0581-38-2410		根尾
	本巢民俗資料館	文殊 324 番地			本巢
	道の駅山門ギャラリー	山口 676 番地	0581-34-4755	0581-34-1011	本巢
	織部展示館	山口 676 番地	0581-34-4755	0581-34-1011	本巢
	船来山赤彩古墳の館	上保 1 番地 1 の 1			糸貫
	糸貫民俗資料館	七五三 676 番地 3			糸貫
	糸貫青少年館	三橋 1101 番地 8			糸貫
	本巢市民文化ホール	軽海 718 番地	058-323-5373	058-323-5362	真正
	しんせい ほんの森	軽海 424 番地	058-323-5757	058-323-5765	真正
	真正民俗資料館	宗慶 365 番地			真正
	根尾公民館	根尾板所 625 番地 1	0581-38-2515	0581-38-2525	根尾
	本巢公民館	文殊 324 番地	0581-34-5029	0581-34-5039	本巢
	糸貫公民館	三橋 1101 番地 6	058-323-7765	058-323-2965	糸貫
真正公民館	下真桑 1060 番地	058-324-2811	058-324-2811	真正	

資料 5. 組織、条例等

5-1 本巢市国民保護協議会条例

本巢市国民保護協議会条例

平成18年3月31日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、本巢市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、本巢市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5-2 本巢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

本巢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、本巢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員はこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、本巢市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5-3 本巢市国民保護対策本部組織及び緊急対処事態対策本部

本巢市国民保護対策本部	<本部長> ・市長		
	<副本部長> ・副市長 ・教育長		
	本部員	[総務部] ・総務部長(部長) ・会計管理者 ・議会事務局長	総務班 (班長：総務課長) 総務課・議会事務局・会計課
			財政班 (班長：財政課長) 財政課
			地域調整班 (班長：地域調整課長) 地域調整課 (根尾支所)
			人事班 (班長：人事秘書課長) 人事秘書課
			広報班 (班長：企画広報課長) 企画広報
			通信整備班 (班長：企画広報課長) 企画広報課
	本部員	[市民部] ・市民部長(部長)	市民班 (班長：市民課長) 市民課・本巢診療所・根尾診療所
			税務班 (班長：税務課長) 税務課
			福祉支援班 (班長：福祉支援課長) 福祉支援課
			長寿支援班 (班長：長寿支援課長) 長寿支援課
		健康支援班 (健康支援課長) 健康支援課	
		農政班 (班長：農政課長) 農政課	
本部員	[産業経済部] ・産業経済部長(部長)	林政班 (班長：林政課長) 林政課	
		商工観光班 (班長：商工観光課長) 商工観光課	
	[都市建設部] ・都市建設部長(部長)	建設班 (班長：建設課長) 建設課	
		都市計画班 (班長：都市計画課長) 都市計画課	
		下水道班 (班長：上下水道課長)	
	[水道環境部]		

<p>・水道<u>環境</u>部長(部長)</p>	上水道班 (班長：上下水道課長)
	上下水道課
	<u>環境班 (班長：環境課長)</u>
	<u>環境課</u>
	[教育部]
	・教育委員会事務局長 (部長)
	教育総務班 (班長： <u>教育総務</u> 課長)
	<u>教育総務課</u>
	学校教育班 (班長：学校教育課長)
	学校教育課
	<u>幼児教育班 (班長：幼児教育課長)</u>
	<u>幼児教育課</u>
	社会教育班 (班長：社会教育課長)
社会教育課	
学校班 (班長： <u>各小・中・義務教育学校</u> 長)	
<u>各小・中・義務教育学校</u>	
[<u>常備消防部</u>]	
<u>・岐阜市消防本部本巢消防署長 (部長)</u>	
<u>消防署班 (班長：本巢消防署本巢北分署長)</u>	
<u>本巢北分署、真正分署、根尾分署</u>	
[<u>非常備消防部</u>]	
・本巢市消防団長(部長)	
消防 <u>団</u> 班 (班長： <u>筆頭</u> 副団長)	
<ul style="list-style-type: none"> ・第1分団 ・第2分団 ・第3分団 ・第4分団 ・第5分団 ・第6分団 ・第7分団 ・<u>女性分団</u> ・<u>ラッパ隊</u> 	

5-4 本巢市国民保護対策本部等の分掌事務

(1) 本巢市国民保護対策本部各部の分掌事務

部 名	業 務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること
<u>市民部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報の収集に関すること</u> ・<u>被災者の生活再建に関すること</u>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・<u>情報の収集に関すること</u>
<u>産業経済部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報収集に関すること</u> ・<u>復旧に関すること</u>
<u>都市建設部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報収集に関すること</u> ・<u>復旧に関すること</u>
<u>水道環境部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報の収集に関すること</u> ・廃棄物処理に関すること
<u>教育部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営に関すること ・<u>情報の収集に関すること</u>
<u>常備消防部</u> <u>非常備消防部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること

(2) 本巢市国民保護対策本部補佐機能の分掌事務

班 名	業 務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部会議の運営に関する事項 ・<u>通信整備班</u>が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・市が行う国民保護措置に関する調整 ・災害に対する議会活動に関すること ・災害関係予算措置に関すること ・災害経費の執行に関すること ・復興計画に関すること ・義援金品の受入れ等に関すること
<u>財政班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>庁舎内の安全確保</u> ・<u>公有財産関係施設等被害情報の収集に関すること</u> ・<u>緊急物資の調達に関すること</u> ・<u>食糧の調達・確保等に関すること</u>
<u>地域調整班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地対策本部、現地調整所に関すること</u>

班 名	業 務
人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>他の市に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</u> ・ <u>県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</u>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
通信整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市等関係機関からの情報収集、整理及び集約の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他各班等から収集を依頼された情報 ・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保
市民班 税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の収集に関すること ・ 民家倒壊等被害情報の収集に関すること ・ 不明者の身元確認に関すること ・ 被災地の環境保健衛生応急対策、復旧に関すること ・ 罹災証明に関すること ・ 市税等の減免措置等に関すること（所得税等を含む） ・ 国保税の減免措置等に関すること ・ 国民年金の減免措置等に関すること ・ 被災者生活再建支援法に関すること
<u>福祉支援班</u> <u>長寿支援班</u> <u>健康支援班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設利用者の安全確保に関すること ・ 福祉・健康施設関係施設等被害情報の収集に関すること ・ 医療機関との連絡調整に関すること ・ 医療品等の確保対策に関すること ・ 生活必需品の供給に関すること ・ ボランティア団体等の要員確保に関する ・ 被災者の生活相談に関すること ・ 生活資金等に関すること ・ 災害弔慰金等に関すること
農政班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係（施設含む）被害情報の収集に関すること ・ 農産物等の応急対策、復旧に関すること
林政班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業関係の安全確保の収集に関すること ・ 林業関係被害情報の収集に関すること
商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工、観光施設利用者の安全確保に関すること ・ 商工、観光関係被害情報の収集に関すること ・ 雇用機会の確保に関すること
建設班 都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、河川の安全確保に関すること ・ 道路、河川関係施設等被害情報の収集に関すること ・ 公園施設利用者の安全確保に関すること ・ 公園施設関係被害情報の収集に関すること ・ 緊急輸送に関すること ・ 応急住宅の確保に関すること ・ 住宅等再建支援に関すること
上水道班 下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設の安全確保に関すること ・ 上水道関係施設被害情報の収集に関すること ・ 飲料水の供給に関すること ・ <u>下水道施設の安全確保に関すること</u> ・ <u>下水道関係施設被害情報の収集に関すること</u>

班 名	業 務
<u>環境班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災地の環境保健衛生応急対策、復旧に関すること</u> ・ <u>災害廃棄物被害情報の収集に関すること</u> ・ <u>遺体の処理に関すること</u>
教育総務班 学校教育班 <u>幼児教育班</u> 社会教育班 学校班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育関係施設利用者の安全確保に関すること ・ 教育関係施設等被害情報の収集に関すること ・ 文化財関係被害情報の収集に関すること ・ 応急教育に関すること ・ 学用品の調達等に関すること ・ 授業料等の減免措置に関すること ・ 被災児童生徒の就学、生活指導等に関すること
<u>消防署班</u> 消防 <u>団</u> 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民避難の誘導に関すること ・ 行方不明者の捜索に関すること

5-5 本巢市防災行政無線通信施設条例

本巢市防災行政無線通信施設条例

平成16年2月1日

条例第17号

(設置)

第1条 市の防災並びに広報活動及び予告、通報等の連絡を円滑にし、住民の福祉の増進に資することを目的として、防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）を設置する。

(業務)

第2条 防災無線の業務は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡
- (2) 市の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) 農林業に関する行政上伝達を必要とする事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める広報及び連絡事項

(業務区域)

第3条 防災無線の業務を行う区域は、市の全域とする。

(防災無線の種類)

第4条 防災無線の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本部局設備
- (2) 中継局設備
- (3) 屋外受信局設備
- (4) 戸別受信局設備

(広告放送の禁止)

第5条 他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年2月1日から施行する。

5-6 本巢市防災行政無線通信施設条例施行規則

本巢市防災行政無線通信施設条例施行規則

平成16年2月1日

規則第14号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 無線局（第3条—第8条）
- 第3章 運用（第9条—第17条）
- 第4章 管理（第18条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、本巢市防災行政無線通信施設条例（平成16年本巢市条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）の取扱いについて、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号。以下「運用規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話 無線電話によって送受する通報をいう。
- (2) 統制局 無線電話の運用を統制する無線局をいう。
- (3) 受信局 同報系無線を受信し、拡声放送する受信局をいう。
- (4) 陸上移動局 車載、可搬及び携帯用無線局をいう。
- (5) 中継局 通信の中継業務を行う無線局をいう。
- (6) 広域共通波 災害などの非常時に他の自治体と通話する無線をいう。

第2章 無線局

（無線局）

第3条 防災無線の送受の業務を行うため、無線局を開設する。

2 無線局の種別は同報系及び移動系とする。

（統制局）

第4条 統制局は、本巢市役所に開設する無線局とする。

（無線局の職員）

第5条 統制局に無線管理者、通信取扱責任者及び通信担当者を置く。

2 陸上移動局に通信取扱責任者を置く。

（無線管理者）

第6条 無線管理者は、総務部長をもって充てる。

2 無線管理者は、市長の命を受けて、無線局の事務を総理する。

（通信取扱責任者）

第7条 通信取扱責任者は、無線管理者の指名する者をもって充てる。

2 通信取扱責任者は、上司の命を受け、無線局の無線設備の管理及び通話の運用に当たる。

（通信担当者）

第8条 通信担当者は、無線管理者が、法第40条第1項に規定する無線従事者の資格を有する職員のうちから指名する者をもって充てる。

2 通信担当者は、上司の命を受け、統制局の無線設備の操作に従事する。

第3章 運用

(通話の原則)

第9条 通話は、すべて統制局の統制及び指示の下に行うものとする。

(通話の内容)

第10条 通話は、防災無線の設置の目的に反するものをその内容としてはならない。

2 通話は簡潔明瞭に行わなければならない。

(乱用の禁止)

第11条 通話は、これを乱用してはならない。

(秘密の保持)

第12条 無線電話の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(同報系通話の承認)

第13条 通話は、無線管理者の承認を得なければ、行うことができない。

(同報系通話の申込み)

第14条 同報系無線局の使用の申込みは、次の定めに従って行うものとする。ただし、本巢市地域防災計画に基づく放送は、この限りでない。

- (1) 各主管課は統制局を使用し、地域住民に通報したい事項がある場合は、様式第1号により無線管理者に承認を得なければならない。
- (2) 各受信局内の町内会長が受信局を使用し、地域住民に放送したい事項がある場合は、様式第2号により無線管理者に承認を得なければならない。
- (3) 通報の内容がこの規則に反すると認めるときは、無線管理者は、その通報の申込みを拒否することができる。

(通話の種類)

第15条 通話の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 同報系

ア 一斉通話

(ア) 受信局一斉 受信局に対する一斉通話

(イ) グループ別一斉 各グループごとの局に対する一斉通話

イ 個別通話 受信局ごとに行う通話をいう。

(2) 移動系

ア 緊急通話 普通通話を中断して行う緊急の場合の通話をいう。

イ 普通通話 平常に行う通話

(移動系統制上の処置)

第16条 無線管理者は、無線局が次の各号のいずれかに該当するときは、通話の正常かつ能率的な運用を確保するため、直ちに適切な処置をしなければならない。

- (1) みだりに電波を発射し、空間をかく乱するとき。
- (2) 自己の通話を強要し、統制及び指示に従わないとき。
- (3) 技術が未熟で通話に支障を来すおそれのあるとき。
- (4) その他通話の統制を害するとき。

(移動系待機命令)

第17条 無線管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに陸上移動局に対して、開局して待機することを命じ、通話の確保に必要な処置をとらせなければならない。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 非常又は緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(3) 風雨注意報、大雨注意報若しくは洪水注意報又は暴風雨警報若しくは洪水警報が単独又は併用して発せられたとき。

(4) その他市長が特別の理由により、その必要があると認めて指示したとき。

2 無線管理者は、前項の規定により待機をする必要がなくなったときは、直ちに陸上移動局に通知しなければならない。

第4章 管理

(通信取扱責任者の義務)

第18条 通信取扱責任者は、常に無線局の運用状況及び無線設備の状態等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるように努めなければならない。

第19条 通信取扱責任者は、事故のため通話を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその旨を無線管理者に報告しなければならない。

(業務日誌)

第20条 無線管理者は、無線業務日誌(様式第3号)を備え付け、必要な事項を記入しなければならない。

(通信訓練)

第21条 無線管理者は、災害の発生等に対処するため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合通信訓練(総合防災訓練に併せたもの) 年1回以上

(2) 定期通信訓練 四半期毎

(無線業務日誌抄録の提出)

第22条 無線管理者は、無線業務日誌によって毎年1月から12月までの期間ごとに抄録を作成し、翌年1月末日までに東海総合通信局長に提出するものとする。

(無線設備の点検)

第23条 無線管理者は、無線設備等の正常な機能を維持するため、定期点検を月1回以上及び精密点検を年2回以上行わなければならない。

第24条 無線従事者に異動があった場合は、無線従事者選解任届を東海総合通信局長に提出するものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本巣町防災行政無線電話取扱規則(昭和55年本巣町規則第6号)、真正町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する規則(昭和58年真正町規則第1号)、糸貫町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する規則(昭和55年糸貫町規則第3号)、根尾村防災行政無線管理運用規程(昭和63年根尾村規程第2号)又は根尾村農村情報連絡施設管理運用規則(昭和63年根尾村規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

5-7 岐阜県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岐阜県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岐阜県総務部危機管理室防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合には、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

3 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の職員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、岐阜県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、応援協定第10条の規定にかかわらず、岐阜県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、岐阜県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書、35通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成6年3月28日

岐阜県知事 梶原 拓

岐阜市長

多治見市長

中津川市長

瑞浪市長

羽島市長

恵那市長

土岐市長

各務原市長

養老町長

神岡町長

不破消防組合管理者

羽島郡消防事務組合管理者

本巢消防事務組合管理者

資料 6. 災害対策用資機材・備蓄品

6-1 緊急時応急生活物資の品目

段階想定	第 1 段階 ライフラインストップ	第 2 段階 電 気 復 旧	第 3 段階 水 道 復 旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品目	水・飲料 * レトルト食品（ごはん） * 缶詰（イージーオープン） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー マスク 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ アルミホイール	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳 切り餅 レトルト食品（ごはん） 缶詰（イージーオープン） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 なべ トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団
冬	毛布		

- (1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急時の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

注 *印は、災害直後、最優先に調達すべき品目

6-2 備蓄資材・食料等一覧表

品目	単位	包装形態	保存期間	避難所		広域避難所		その他		庁舎		計 (計画数)	備考	
				各小学校 (7ヶ所)	旧根尾 小学校	各中学校 (3ヶ所)	根尾学園	うすずみ温 泉 NEO キャンピング	備蓄倉庫3ヶ 所(神海・ 本巣総合運 動場・宝珠ハ ウ)	本庁舎	根尾分庁舎			
【資材】														
寝具等	災害救助用毛布	箱	10枚	-	20	30	20	30		3	60	10	339	
	災害備蓄マット	箱	10枚	-						6			18	
	マットレス	枚	-	-	4	4	4	4			2		50	
トイレ	トイレ用テント	張	-	-	6	6	6	6	3		24	8	110	
	ボックストイレ	個	-	-	6	6	6	6	3		30	10	118	
	簡易トイレ用便座	個	-	-							84	28	112	
	災害用トイレ(排便収納袋)	箱	100枚	7年	10	8	10	8	2				120	処理能力：小便100又は大便50
	汚物圧縮保管袋(青)	箱	10枚	-	1	1	1	1					120	
	汚物圧縮保管袋(緑)	箱	10枚	-	1	1	1	1					120	
	圧縮保管袋用ポンプ	本	-	-	1	1	1	1					12	
	ダンボール用個室	個	-	-	3	3	3	3			6	3	45	
調理	給水用ポリ容器	個	-	-			5	5			66	22	108	広域避難所及び各庁舎に配置
	非常飲料水袋	箱	100枚	-			7	7			9	3	40	広域避難所及び各庁舎に配置
	はしり	式	-	-					3				9	
	かまど	式	-	-			2	2		1	6	2	19	広域避難所のみ配置
照明	投光器	個	-	-	2	2	3	3		1			31	
	LEDランタン	個	-	-	10	10	10	10					120	電源 単3電池4本使用
	LED懐中電灯	個	-	-	10	10	10	10					120	電源 単3電池1本使用
電源	発電機	機	-	-	1	1	1	1	(1)	1	3	1	17	
	ガソリン携行缶	缶	-	-	1	1	1	1	(1)	1	3	1	17	
	コードリール	巻	-	-	3	3	3	3					36	
	水電池(単3)	箱	100本	20年	1	1	1	1					12	
	消耗品	-	-	-	1	1	1	1					12	
機器	防災ラジオ	台	-	-	1	1	1	1			3	1	16	
	防災行政無線戸別受信機	台	-	-	1	1	1	1					12	
	拡声器	台	-	-	1	1	1	1					12	
衛生用品	生理用品	袋	28枚	10年	9	9	9	9	1				110	
	紙おむつ(大人用)	袋	17枚	10年	4	4	4	4	1				50	
	紙おむつ(0歳)	袋	58枚	10年	1	1	1	1	1				14	
	紙おむつ(1-2歳)	袋	42枚	10年	2	2	2	2	1				26	
	紙おむつ(3歳)	袋	36枚	10年	1	1	1	1	1				14	
その他	救助工具セット	セット	-	-	1	1	1	1		1			15	
	台車	台	-	-							6	2	8	
	リヤカー	台	-	-							3	1	4	
	一輪車	台	-	-							3	1	4	
	踏台	台	-	-	1	1	1	1					12	
	ブルーシート	枚	-	-	5	5	5	5			54	18	132	
	防水シート(トリアージ用)	セット	4	-	3	3	3	3			3	1	40	
	伸縮テント(簡易テント)	張	-	-	1	1	1	1					12	
	イベント用テント	張	-	-							54	18	72	
	担架(兼簡易ベッド)	台	-	-	1	1	2	2			3	1	20	
	簡易ベッド	台	-	-	1	1	2	2			3	1	20	
	バケツ	個	-	-	3	3	3	3					36	
	脚立兼用はしご	台	-	-							6	2	8	
	油圧ジャッキ	基	-	-							3	1	4	
	車椅子	台	-	-	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				(14)	※既存のものを使用
	常備薬	セット	-	-	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				(14)	※既存のものを使用
	AED	台	-	-	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				(14)	※既存のものを使用
【食料等】														
主食	ユニフーズ米	箱	20食	5年	75	75	75	75	3				906	
	防災パン	箱	50食	5年	17	9	15	15	1				190	
	アルファ米	箱	50食	5年	7	2	7	3			(33)	(11)	75(44)	※各庁舎に予備を配置
	缶パン	箱	24缶	5年	7	4	7	4					78	
副食	クラッカー	箱	70食	5年							(3)	(1)	(4)	※各庁舎に予備を配置
	乾パン	箱	128食	5年							(9)	(3)	(12)	※各庁舎に予備を配置
飲料等	粉ミルク(0-1歳)	缶	-	1年	5	5	5	5					60	
	粉ミルク(2-3歳)	缶	-	1年	5	5	5	5					60	
	哺乳ビン	箱	12本	-	2	2	2	2					24	
	水(500ml)	箱	24本	5年	93	93	93	93	3				1,122	
【感染症対策整備資材】														
備蓄資材	段ボールベッド	床	-	-							100		100	※本庁舎に保管
	段ボールパーティション	枚	-	-							400		400	※本庁舎に保管
	室内簡易テント	張	-	-							50		50	※本庁舎に保管
	ポータブル蓄電池	式	-	-							8		8	※本庁舎に保管
	充電用ソーラーパネル	式	-	-							8		8	※本庁舎に保管

資料 7. 防災関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関（自衛隊含む）】

名 称	T E L	F A X	所在地
国道交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所	058-271-9811	058-271-3175	岐阜市茜部本郷1-36-1
国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 揖斐川第一出張所	0585-32-1011	0585-32-1503	揖斐郡大野町黒野2269-3
国土交通省中部地方整備局 越美山系砂防事務所	0585-22-2163	0585-22-6971	揖斐郡揖斐川町極楽寺137
岐阜地方气象台（防災事務課）	058-271-4108	058-271-4108	岐阜市加納二之丸6
東海農政局岐阜県拠点	058-271-4044	058-274-0656	岐阜市中鵜2-26
陸上自衛隊第35普通科連隊 （守山）第3科	052-791-2191 （内線4821） 052-791-2191 （内線4509） 土日祝24時間対応	052-791-2191	名古屋市守山区守山 3-12-1
航空自衛隊小牧基地 防衛部運用班	0568-76-2191 （内線432）	0568-76-2191 （内線404）	小牧市春日寺1-1
岐阜自衛隊岐阜基地	058-382-1101	058-382-6725	各務原市那加

【関係県機関（県警察含む）】

名 称	T E L	F A X	所在地
県危機管理政策課 政策企画係	058-272-1121	058-278-2524	岐阜市藪田南2-1-1
管理調整係	058-272-1120		
防災情報管係	058-272-1119		
岐阜地域防災係	058-272-8481		
原子力防災室 原子力防災係	058-272-1134		
県防災課	058-272-1132	058-278-2522	
管理調整係	058-272-1132		
地域支援係	058-272-1125		
災害対策係	058-272-1124		
山岳遭難・火山対策室	058-272-1131		
県防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	各務原市那加官有無番地
岐阜保健所 健康増進課	058-380-3004	058-371-1233	各務原市那加不動丘1-1
岐阜保健所 本巢・山県センター	058-213-7268 058-213-7269	058-278-0053	岐阜市藪田南5丁目14-53 ふれあい福寿会館6階
岐阜土木事務所	058-214-9525	058-278-0052	岐阜市藪田南5丁目14-53 ふれあい福寿会館8階
北方警察署	058-324-0110		本巢郡北方町北方 3219-27

【関係市機関（応援協定締結先含む）】

名称	TEL	FAX	所在地
岐阜市消防本部本巢消防署	058-324-0119	058-324-8922	本巢郡北方町加茂1-23
本巢市社会福祉協議会	058-324-8989	058-320-3985	本巢市下真桑1199-1
(一社)もとす医師会	058-324-0364	058-324-6471	本巢郡北方町北方1633
(一社)もとす歯科医師会	058-329-5531		瑞穂市本田174-1
本巢市建設協会	058-323-1331	058-323-1886	本巢市海老430
本巢地区トラック協議会	058-327-0015		瑞穂市十九条 331
本巢管工事組合	058-323-1241		本巢市上真桑2258-42

【ライフライン関係機関】

名称	TEL	FAX	所在地
中部電力 パワーグリッド (株) 岐阜営業所	058-337-6930	058-337-6929	岐阜市美江寺町2-5
中部電力(株)岐阜水力センター	0574-58-6902	0574-58-6903	美濃加茂市中富町 2-2179-2
西日本電信電話株式会社 岐阜支店	058-214-8417		岐阜市八ツ寺町1-15 NTT八ツ寺ビル4F
(株)NTTドコモ東海支社岐阜支店	058-252-7257		岐阜市香蘭1-2 NTTドコモ東海岐阜ビル
樽見鉄道(株)	0581-34-8039		本巢市曾井中島680-11
東邦ガス株式会社岐阜営業所	058-272-2166		岐阜市加納坂井町2
岐阜県エルピーガス協会本巢支部	058-260-5106	058-324-4406	本巢郡北方町高屋太子2-50
ぎふ農業協同組合	058-265-3521		岐阜市司町37

【マスコミ関係機関】

名称	TEL	FAX	所在地
NHK岐阜	058-265-8051	058-262-1267	岐阜市京町2-3
岐阜放送	058-264-1181	058-262-7192	岐阜市今小町8
岐阜新聞社 本巢支局	058-324-7820	058-324-7303	本巢郡北方町 曲路2-13
中日新聞社 北方通信部	058-324-0249	058-323-4491	本巢郡北方町長谷川西 2-3-4
毎日新聞 岐阜支局	058-265-5533	058-265-5533	岐阜市 柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル8階
読売新聞 岐阜支局	058-263-1006	058-263-1010	岐阜市 金宝町1-3 岐阜第一生命ビル3階

資料 8. 安否情報関係様式

様式第 1 号 (第 1 条関係)

別紙 3

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	ショウボウ タロウ
② フリガナ	SHOBO TARO
③ 出生の年月日	1980 年 8 月 5 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 (○○○○)
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	()
⑩ 現在の居所	病院 ()
⑪ 連絡先その他必要情報	- -
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注 1) 本収集は国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	年 月 日、
⑨ 遺体が安置されている場所	病院（ ）
⑩ 連絡先その他必要情報	— —
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	— —
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	殿 申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____	年 月 日
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 (_____)	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 _____ その他 (_____)
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日

殿

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を連絡先その他必要情報記入すること。